

一般財団法人岩手県建築住宅センター  
次世代住宅ポイント対象住宅証明書発行業務料金規程

(趣旨)

第1条 本規定は、別に定める「一般財団法人岩手県建築住宅センター次世代住宅ポイント対象住宅証明書の発行業務規程」(以下、「業務規程」という。)第11条に基づき、一般財団法人岩手県建築住宅センター(以下、「センター」という。)が実施する次世代住宅ポイント対象住宅証明書の発行に関する業務料金について、必要な事項を定める。

(料金)

第2条 業務要領に規定する次世代住宅ポイント対象住宅証明書の発行に関する業務の料金は、申請一件につき次に掲げる額とする。

(税別)

証明基準	一戸建ての住宅	共同住宅等
断熱性能等級4	20,000円	20,000円/戸
一次エネルギー消費量等級4以上	25,000円	25,000円/戸
耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上 又は、免震建築物	25,000円	別途見積もり
高齢者等配慮対策等級3以上	20,000円	25,000円/戸
劣化対策等級3、かつ、維持管理対策等級2以上 (共同住宅及び長屋については、一定の更新 対策※1が必要)	20,000円	25,000円/戸

※1 一定の更新対策：躯体天井高の確保(2.5m以上)及び間取りの変更の障害となる壁又は柱がないこと。

- 1) 併用住宅の料金は、「一戸建ての住宅」と同額とする。
- 2) 申請後の計画変更による場合又は証明書発行後の計画変更による申請料金は、上表の各金額の半額とする。
- 3) 再発行手数料は証明書1通につき2,000円(消費税を含む。)とする。

(附則) この規程は、2019年4月1日から施行する。